

ケアマネジャーができないこと

※これは、要介護の方（居宅介護支援）向けのご案内です

できない内容	対応可能な制度やサービスの例
金銭管理・税金支払い	・成年後見制度 ・日常生活自立支援事業
身元引受・ 保証人になる	・友人・知人に依頼 ・身元保証会社
書類作成・代筆・代読	・書類提出先窓口相談 ・その他民間の生活支援サービス
買い物・掃除等の家事	・訪問介護による買い物支援 ・浦安市介護保険外生活支援サービス事業
入院中の着替えや 必需品の調達	・生活支援コーディネーターによる地域資源の紹介 ・自費サービス など
通院の付き添い・ 病院までの移動	・訪問介護による通院等乗降介助 ・浦安市通院ヘルプサービス（病院内・病院間） ・介護タクシー ・自費サービス など
死後事務	・高齢者等終身サポート事業 ・信託銀行への依頼 ・弁護士や司法書士等へ依頼

そのほかにも…

携帯電話の操作、救急搬送時の同乗、医療同意、徘徊時の捜索や保護後の身元引受、日常的な安否確認などはケアマネジャーの本来の業務ではありません。

ケアマネジャーの業務と役割

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

介護保険制度に基づき、介護が必要な方ができる限り自立した生活ができるよう適切な介護サービスを受けるための支援をすることが、ケアマネジャーの役割です。

浦安市福祉部介護保険課
浦安市ケアマネジャー連絡会
令和8年3月発行

ケアマネジャーの主な業務

介護保険サービスの提案

介護の悩みや困りごとを抱えた方からの相談を受け、ご本人の望む暮らしを実現するために適切な介護サービス情報を提供します。
居宅サービスの利用支援を行います。ご本人が施設への入所を検討している場合は施設の紹介や入所のサポートなどを行う場合もあります。

関係機関との連絡調整

自治体やサービス提供をする事業者と連絡や調整をします。入院時には医療機関と連携し退院後に必要な介護サービスを調整します。

サービス担当者会議の開催

ご本人、ご家族、介護サービス事業者などが集まり、ご本人の支援内容や今後の方針などについて話し合います。

ケアプランの作成

介護を必要とするご本人やご家族から抱えている課題を聞き取り、実際にどのような介護サービスをどのくらい利用するかを計画します。

定期的な訪問

月に1度はご自宅に訪問し、生活の様子や体調を確認します。必要に応じてサービス内容や回数を変更するなど、ケアプランの見直しをします。

給付管理業務

利用した介護サービスについて、介護保険給付の管理を行います。

業務外のことでお役に立てることは少ないですが、困ったことやわからないことは担当のケアマネジャーへご相談してみてください

